

生活保護制度

(厚労省ホームページより)

資産や能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する方に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度です。
(支給される保護費は、地域や世帯の状況によって異なります。)

制度の趣旨

生活保護制度は、生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的としています。

相談・申請窓口

生活保護の相談・申請窓口は、現在お住まいの地域を所管する福祉事務所の生活保護担当です。福祉事務所は、市（区）部では市（区）が、町村部では都道府県が設置しています。

(注) 福祉事務所を設置していない町村にお住まいの方は、町村役場でも申請の手続きを行うことができます。

(注) 一部、福祉事務所を設置している町村もあります。

生活保護を受けるための要件及び生活保護の内容

保護の要件等

生活保護は世帯単位で行い、世帯員全員が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することが前提でありまた、扶養義務者の扶養は、生活保護法による保護に優先します。

資産の活用とは

預貯金、生活に利用されていない土地・家屋等があれば売却等し生活費に充ててください。

能力の活用とは

働くことが可能な方は、その能力に応じて働いてください。

あらゆるものの活用とは

年金や手当など他の制度で給付を受けることができる場合は、まずそれらを活用してください。

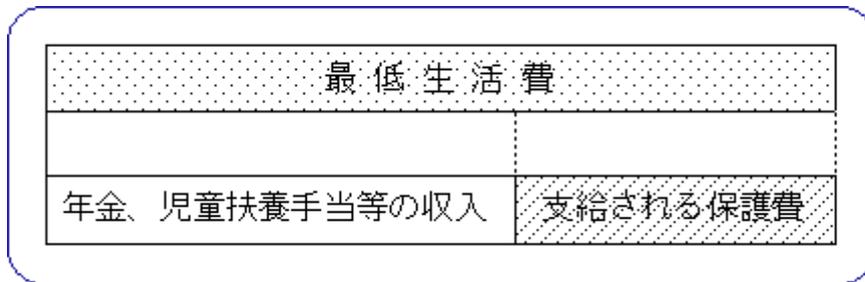
扶養義務者の扶養とは

親族等から援助を受けることができる場合は、援助を受けてください。

そのうえで、世帯の収入と厚生労働大臣の定める基準で計算される最低生活費を比較して、収入が最低生活費に満たない場合に、保護が適用されます。

支給される保護費

厚生労働大臣が定める基準で計算される最低生活費と収入を比較して、収入が最低生活費に満たない場合に、最低生活費から収入を差し引いた差額が保護費として支給されます。



収入としては、就労による収入、年金等社会保障給付、親族による援助等を認定します。

保護の種類と内容

以下のように、生活を営む上で必要な各種費用に対応して扶助が支給されます。

生活を営む上で生じる費用	扶助の種類	至急内容
アパート等の家賃	住宅扶助	定められた範囲内で実費を支給
義務教育を受けるために必要な学用品費	教育扶助	定められた基準額を支給
医療サービスの費用 (本人負担なし)	医療扶助	費用は直接医療機関へ支払
介護サービスの費用 (本人負担なし)	介護扶助	費用は直接介護事業者へ支払
出産費用	出産扶助	定められた範囲内で実費を支給
就労に必要な技能の修得等にかかる費用	生業扶助	定められた範囲内で実費を支給
葬祭費用	葬祭扶助	定められた範囲内で実費を支給

生活保護の手続きの流れ

1. 事前の相談

生活保護制度の利用を希望される方は、お住まいの地域を所管する福祉事務所の生活保護担当までお越し下さい。生活保護制度の説明をさせていただくとともに、生活福祉資金、各種社会保障施策等の活用について検討します。

2. 保護の申請

- ・生活保護の申請をされた方については、保護の決定のために以下のような調査を実施します。
- ・生活状況等を把握するための実地調査（家庭訪問等）
- ・預貯金、保険、不動産等の資産調査
- ・扶養義務者による扶養（仕送り等の援助）の可否の調査
- ・年金等の社会保障給付、就労収入等の調査
- ・就労の可能性の調査

3. 保護費の支給

- ・厚生労働大臣が定める基準に基づく最低生活費から収入（年金や就労収入等）を引いた額を保護費として毎月支給します。
- ・生活保護の受給中は、収入の状況を毎月申告していただきます。
- ・世帯の実態に応じて、福祉事務所のケースワーカーが年数回の訪問調査を行います。
- ・就労の可能性のある方については、就労に向けた助言や指導を行います。

相談・申請に必要な書類

生活保護の申請にあたっては、必要な書類は特別ありませんが、生活保護制度の仕組みや各種社会保障施策等の活用について十分な説明を行うためにも、生活保護担当窓口での事前の相談が大切です。

なお、生活保護の申請をした後の調査において、世帯の収入・資産等の状況がわかる資料（通帳の写しや給与明細等）を提出していただくことがあります。

お願い

- ・生活保護を受けようとする場合は、お住まいの地域を所管する「福祉事務所」の生活保護担当、または全国生活と健康を守る会連合会（電話03-3354-7431）にご相談下さい。

【1級地－1】

(平成26年4月5日現在)

都道府県・市町村名	都道府県・市町村名	都道府県・市町村名	都道府県・市町村名	都道府県・市町村名
埼玉都 川口市 さいたま市 東武東上線 八王子市 立川市 武蔵野線 三鷹市 府中 昭島市 調布市 町田市 小金井市	小平市 日野市 東国分寺市 福生市 狛江市 東大和市 清瀬市 多摩市 稲沢市 西東京市	神奈川都 横浜市 川崎市 鎌倉市 藤沢市 逗大市 三葉市 愛知都 名古屋 京都府 京都市	大阪府 大塚市 豊池市 吹高市 守枚市 茨八市 寝松市 大箕市 阪中田市 豊田市 槻口市 方木市 尾川市 原東市 面市	真津市 大坂市 兵庫都 神戸市 西宮市 芦屋市 伊宝市 宝川市 戸崎宮屋丹塚西

【1級地－2】

都道府県・市町村名	都道府県・市町村名	都道府県・市町村名	都道府県・市町村名	都道府県・市町村名
北海道 札幌市 仙台市 埼玉都 所沢市 戸朝市 和新市	千葉都 千葉市 船橋市 松戸市 習志野市 浦安市 東武青蔵 神奈川都 横須賀市 平塚市 小茅ヶ崎	滋賀都 相模原市 三秦厚座 大津市 滋賀都 宇治長岡市	大阪府 岸和田市 泉大塚市 貝塚市 高石市 藤井寺市 四交野北泉市 兵庫都 姫明市 路石	岡山都 岡山市 倉敷市 広島都 呉市 福安府 福北岡州 北岡

都道府県・市町村名	都道府県・市町村名	都道府県・市町村名	都道府県・市町村名	都道府県・市町村名
出 水 市 伊 佐 市 指 宿 市 西 之 表 市 垂 水 内 市 薩 摩 川 置 市 日 ち 木 野 市 霧 ち 島 市 南 さ つ ま 市 奄 美 市 始 良 市 沖 縄 県 宜 野 湾 市 石 垣 市 浦 添 市 名 護 市 糸 満 市 沖 縄 市 う る ま 市 宮 古 島 市				

【3級地-2】

上記に掲げた以外の市町村

○ 生活保護制度における生活扶助基準額の算出方法(平成27年度)

【最低生活費】

(単位:円)

生活扶助基準(第1類)						
年齢	基準額①			基準額②		
	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
0~2	21,510	20,540	19,570	18,600	17,640	16,670
3~5	27,110	25,890	24,680	23,450	22,240	21,010
6~11	35,060	33,480	31,900	30,320	28,750	27,170
12~19	43,300	41,360	39,400	37,460	35,510	33,560
20~40	41,440	39,580	37,710	35,840	33,980	32,120
41~59	39,290	37,520	35,750	33,990	32,220	30,450
60~69	37,150	35,480	33,800	32,140	30,460	28,790
70~	33,280	32,020	30,280	29,120	27,290	26,250

人員	逓減率①					
	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
1人	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000
2人	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000
3人	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000
4人	0.9500	0.9500	0.9500	0.9500	0.9500	0.9500
5人	0.9000	0.9000	0.9000	0.9000	0.9000	0.9000

人員	逓減率②					
	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
1人	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000
2人	0.8850	0.8850	0.8850	0.8850	0.8850	0.8850
3人	0.8350	0.8350	0.8350	0.8350	0.8350	0.8350
4人	0.7675	0.7675	0.7675	0.7675	0.7675	0.7675
5人	0.7140	0.7140	0.7140	0.7140	0.7140	0.7140

生活扶助基準(第2類)						
人員	基準額①			基準額②		
	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
1人	44,690	42,680	40,670	38,660	36,640	34,640
2人	49,460	47,240	45,010	42,790	40,560	38,330
3人	54,840	52,370	49,900	47,440	44,970	42,500
4人	56,760	54,210	51,660	49,090	46,540	43,990
5人	57,210	54,660	52,070	49,510	46,910	44,360

※ 冬季(11月~翌3月)には地区別に冬季加算が別途計上される。

生活扶助基準(第1類+第2類)①

生活扶助基準(第1類+第2類)②

※ 各居宅世帯員の第1類基準額を合計し、世帯人員に応じた逓減率を乗じ、世帯人員に応じた第2類基準額を加える。

生活扶助基準(第1類+第2類)①の3分の0 + 生活扶助基準(第1類+第2類)②の3分の3 【A】

※ 「生活扶助基準(第1類+第2類)②」が「生活扶助基準(第1類+第2類)①×0.9」より少ない場合は、「生活扶助基準(第1類+第2類)②」を「生活扶助基準(第1類+第2類)①×0.9」に読み替える。

加算額【B】			
	1級地	2級地	3級地
障害者			
身体障害者障害程度等級表1・2級に該当する者等	26,310	24,470	22,630
身体障害者障害程度等級表3級に該当する者等	17,530	16,310	15,090
母子世帯等			
児童1人の場合	22,790	21,200	19,620
児童2人の場合	24,590	22,890	21,200
3人以上の児童1人につき加える額	920	850	780
中学校修了前の子どもを養育する場合	15,000 (3歳未満の場合) (子ども1人につき)		

- ①該当者がいるときだけ、その分を加える。
- ②入院患者、施設入所者は金額が異なる場合がある。
- ③このほか、「妊産婦」などがある場合は、別途妊産婦加算等がある
- ④児童とは、18歳になる日以後の最初の3月31日までの者。
- ⑤障害者加算と母子加算は併給できない。

このほか、必要に応じて住宅扶助、教育扶助、介護扶助、医療扶助等が支給される。【C】

最低生活費

「生活保護制度」に関するQ&A

Q. 1 生活保護の相談・申請をするにはどこに行けばいいのですか。

A. 1 お住まいの地域を所管する福祉事務所の生活保護担当までお越し下さい。なお、福祉事務所を設置していない町村にお住まいの方は、お住まいの町村役場でも申請の手続きを行うことができます。（申請はお住まいの地域を所管する福祉事務所に送付されます。）

Q. 2 生活保護の相談・申請には何が必要ですか。

A. 2 相談・申請をするにあたっては、必要な書類は特別ありませんが、生活保護制度の仕組みや各種社会保障施策等の活用について十分な説明を行うためにも、生活保護担当窓口での事前の相談が大切です。

なお、生活保護の申請をした後の調査において、世帯の収入・資産等の状況がわかる資料（通帳の写しや給与明細等）を提出していただくことがあります。

Q. 3 生活保護の申請をしてから、受給できるかどうか分かるまでどのくらいの日数がかかりますか。

A. 3 生活状況の調査や資産調査（預貯金、生命保険等）等を行った上で申請いただいた日から原則14日以内（調査に日時を要する特別な理由がある場合は最長30日）に生活保護を受給できるか、できないかの回答をいたします。

なお、生活保護の申請をしてから生活保護が開始されるまでの当座の生活費がない場合、社会福祉協議会が行う「臨時特例つなぎ資金貸付」をご利用いただける場合もあります。

Q. 4 生活保護制度ではどのような給付が受けられるのでしょうか。

A. 4 生活保護制度では、以下のように生活を営む上で必要となる各種費用に対応して扶助が支給されます。

生活を営む上で生じる費用	対応する扶助の種類	支給内容
日常生活に必要な費用 (食費・被服費・光熱水費等)	生活扶助	基準額は、 ①食費等の個人的費用（年齢別に算定） ②光熱水費等の世帯共通的費用（世帯人員別に算定） を合算して算出。 特定の世帯には加算があります。（母子加算等）
アパート等の家賃	住宅扶助	定められた範囲内で実費を支給
義務教育を受けるために必要な学用品費	教育扶助	定められた基準額を支給
医療サービスの費用	医療扶助	費用は直接医療機関へ支払（本人負担なし）
介護サービスの費用	介護扶助	費用は直接介護事業者へ支払（本人負担なし）
出産費用	出産扶助	定められた範囲内で実費を支給
就労に必要な技能の修得等にかかる費用	生業扶助	定められた範囲内で実費を支給
葬祭費用	葬祭扶助	定められた範囲内で実費を支給

Q. 5 具体的にはどれくらい保護費が支給されますか。

A. 5 収入と厚生労働大臣が定める基準（最低生活費）を比較して、収入が最低生活費に満たない場合に、最低生活費から収入を差し引いた差額が保護費として支給されますが、最低生活費は、お住まいの地域や世帯の構成等により異なりますので、詳しくはお住まいの地域を所管する福祉事務所の生活保護担当に御相談ください。

なお、生活扶助基準（食費・被服費・光熱水費等に対応するもの）の額の例は、以下のとおりです。また、生活扶助のほか、必要に応じて、住宅扶助、医療扶助等が支給されます。

支給される保護費のイメージ

最 低 生 活 費	
年金、児童扶養手当等の収入	支給される保護費

生活扶助基準額の例（平成27年4月1日現在）

	東京都区部等	地方郡部等
3人世帯(33歳、29歳、4歳)	158,380円	129,910円
高齢者単身世帯(68歳)	79,790円	64,480円
高齢者夫婦世帯(68歳、65歳)	119,200円	96,330円
母子世帯(30歳、4歳、2歳)	188,140円	158,170円

※ 児童養育加算等を含む。

Q. 6 生活保護の受給中、守らなければならないことはありますか。

A. 6 生活保護を受給する方は、以下のような義務と権利があります。

義 務

- 利用し得る資産、能力その他あらゆるものを生活のために活用しなければなりません。
- 能力に応じて勤労に励み、健康の保持及び増進に努め、収入、支出その他生計の状況を適切に把握するとともに、支出の節約を図り、その他生活の維持・向上に努めなければなりません。
- 福祉事務所から、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示を受けたときは、これに従わなければなりません。

権 利

- 生活保護の要件を満たす限り、誰でも無差別平等に受けることができます。
- 正当な理由がなければ、既に決定された保護を不利益に変更されることはありません。
- 保護費については、租税その他の公課を課せられることはありません。
- 既に給付を受けた保護費又は保護費を受ける権利を差し押さえられることはありません。

Q. 7 自動車を持っていても、生活保護を受給できますか。

A. 7 自動車は資産となりますので、原則として処分していただき、生活の維持のために活用していただくこととなります。ただし、障害をお持ちの方の通勤、通院等に必要の場合等には自動車の保有を認められることがあります。お住まいの福祉事務所にご相談ください。

Q. 8 両親を介護するため、両親と同居したいのですが、両親だけ生活保護を受給することはできますか。

A. 8 生活保護制度は、原則として世帯を単位として保護を決定・実施することとなっています。ただし、御質問のような場合には、御両親だけ保護を受けることができる場合があります。お住まいの福祉事務所にご相談ください。

Q. 9 働いているのですが、生活保護を受給することはできますか。

A. 9 働いていて、就労収入がある方でも、その収入及び資産が厚生労働大臣が定める基準（最低生活費）に満たない場合には、生活保護を受給することができます。この場合、収入と最低生活費を比較して、最低生活費から収入を差し引いた差額が保護費として支給されます。

Q. 10 住宅ローンがありますが、生活保護を受給することはできますか。

A. 10 住宅ローンがあるために保護を受給できないことはありません。ただし、保護費から住宅ローンを返済することは、最低限度の生活を保障する生活保護制度の趣旨からは、原則として認められません。